省　令

○財務省令第四号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百二十五号㈡ハの規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」を「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「特定地域内」を「準特定地域内」に改める。

附　則

この省令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十三号）の施行の日（平成二十六年一月二十七日）から施行する。

○厚生労働省令第六号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二条第二項、第六条第一項第六号及び第七条第一項の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（母子感染者に類する者）

第四条の二　法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める母子感染者に類する者は、次に掲げる者とする。

一　七歳に達するまでの間に、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者（法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）及び同項に規定する母子感染者に類する者（以下「母子感染者に類する者」という。）を除く。）である父を介してＢ型肝炎ウイルスに感染した者であって同項に規定する持続感染の状態になったもの

二　母子感染者の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染した者

第六条の次に次の一条を加える。

（感染の原因となった事実が発生した時）

第六条の二　法第六条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める時は、七歳に達する時（感染の原因となった事実が明らかである場合は、当該事実が発生した時）とする。

第八条第一号中「母に」を「母又は父に」に、「法第二条第二項に規定する母子感染者」を「母子感染者又は母子感染者に類する者」に改め、「母の」を削り、同条第二号中「父に係る血液学的検査」を「父（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者である者を除く。）に係る血液学的検査」に、「父の塩基配列検査費用」を「塩基配列検査等費用」に改める。

第九条第一項の表第一号中「母の」を削り、同表第二号中「父の塩基配列検査費用」を「塩基配列検査等費用」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。